

今後の知的障害児入所支援のあり方について

富山県厚生部障害福祉課

第1回検討会でいただいた主なご意見

第1回では、施設の必要性、専門性、持続可能な提供体制についてご意見をいただいた。

県内に不可欠な社会資源

重度の障害や虐待、家庭環境等により、入所支援を必要とするこどもは今後も一定見込まれる。

専門性の高い支援機能

強度行動障害、重度障害、虐待を受けたこども等への専門的支援が必要。
学園で培った支援技術・ノウハウの継承・充実が重要。

持続可能な提供体制

人口減少や人材確保が難しくなる中でも、必要な支援機能を将来にわたり維持・確保できる体制が必要。
利用者・家族のニーズも踏まえて機能・役割を検討。

福祉型障害児入所施設（知的）とは

■ 福祉型障害児入所施設（児童福祉法第42条）

障害のある児童を入所させて、日常生活の支援や自立に向けた支援を行う児童福祉施設

■ 対象児童（18歳未満の知的障害のある児）

契約入所 強度行動障害や重度の知的障害など、家庭だけでは生活・安全を支えることが難しいこども

黒部学園・砺波学園では、主に療育手帳A判定（※）の児で、重度棟に入所

措置入所 虐待や養育困難など、社会的養護が必要なこども

黒部学園・砺波学園では、療育手帳B判定（※）の児が多く、主に一般棟に入所

※療育手帳の障害程度の区分

A判定（重度）

① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者

- ・ 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
- ・ 異食、興奮などの問題行動を有する。

② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

B判定（中軽度）

重度（A）のもの以外

※出典：厚生労働省「療育手帳制度の概要」ほか

■ 福祉型障害児入所施設の4つの機能

1) 発達支援機能

入所児への直接的な養育・支援

2) 自立支援機能

入所時からの、退所後を見据えた支援計画の実践による自立支援

3) 社会的養護機能

被虐待児への養育提供

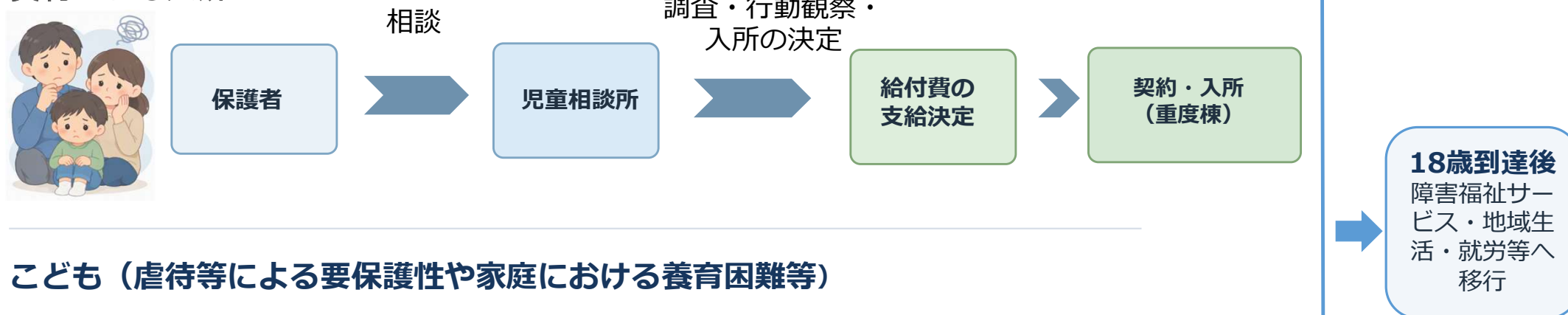
4) 地域支援機能

- ・ 家族支援
- ・ 施設の機能を活かした地域支援

施設入所までの手続きとその後

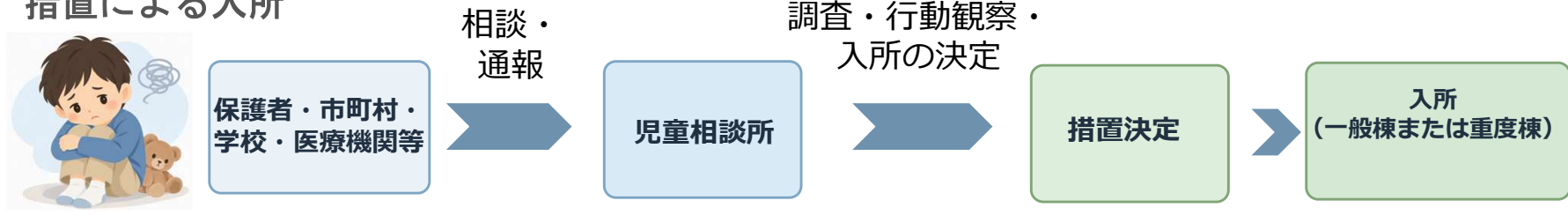
こども（重度障害で家庭での療育困難）

契約による入所



こども（虐待等による要保護性や家庭における養育困難等）

措置による入所



◎入所は、保護者等の希望ではなく、児童相談所が必要性を判断する

◎入所後も、支援方針、家族との関係、学校生活、退所・移行等について、児童相談所等と継続して連携・情報共有する

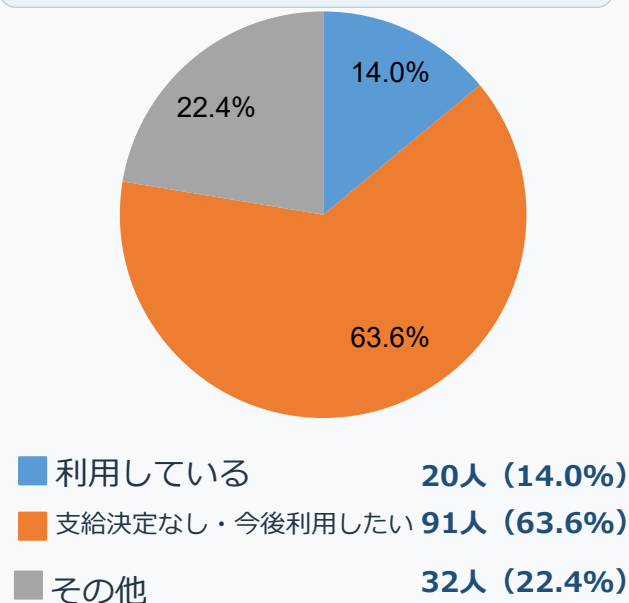
アンケート結果から

■施設入所を現在利用している回答者（20人）の回答

「施設入所」のサービスの意向

療育手帳の内訳（回答者 143人）

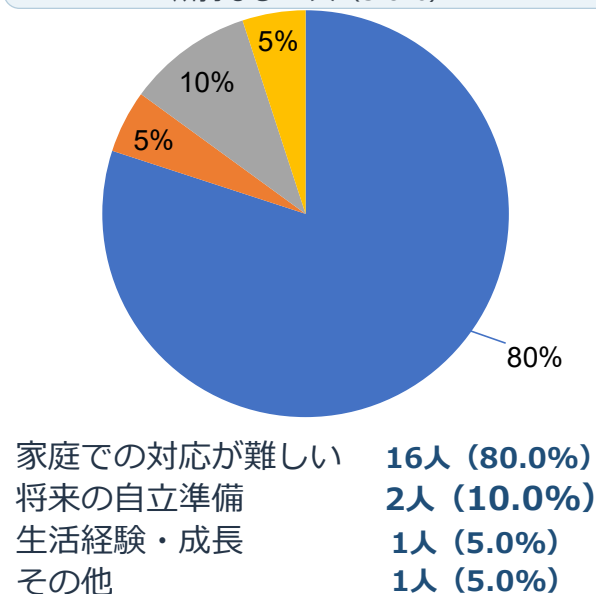
A判定 82人（57.3%） B判定 57人（39.9%）
所持なし 4人（2.8%）



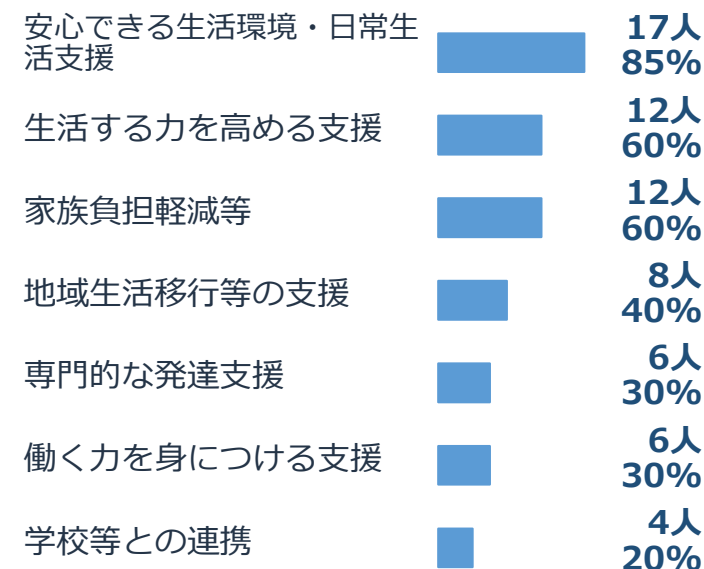
施設入所を利用したい理由

療育手帳内訳（回答者20人）

A判定 13人（65.0%） B判定 6人（30.0%）
所持なし 1人（5.0%）



施設入所で期待する支援（複数回答）



※アンケート調査結果の取扱い

保護者等を対象に実施したアンケート調査（回答828件）について、今回は、障害児入所施設の役割や機能に関する議論の参考とするため、関連する項目を抜粋して掲載しています

黒部学園・砺波学園創設当時の制度の変化

創設当時 → 平成24年（2012年） → 現在

児童福祉法改正により、

○身近な地域で支援を受けられる体制整備（通所サービス・障害児入所支援の2区分に）

通所サービス：放課後等デイサービス、児童発達支援サービスなど

入所支援：障害の状況や家庭環境等によって在宅での生活が難しい場合（児童相談所が判断）

○障害種別ごとの施設類型から福祉型・医療型障害児入所施設へ一元化

「知的障害児施設」→「福祉型障害児入所施設」

H24改正前：主に知的障害児を支援

H24改正後：障害種別によらず、多様な障害や支援ニーズに対応（発達障害、強度行動障害、被虐待、家庭での養育が困難な児童等） → **多様で複雑なニーズを持つ児童への支援拠点へ**

障害児通所支援

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

身近な地域で必要な支援を受けられる仕組みへ

→ **保育所、学校、サービス事業所など家庭以外で療育・教育を受けられる環境が整備**

◎ **地域での通所サービスの増（H17：7カ所→R8：268カ所（県内））**

※児童発達支援、放課後等デイサービスをあわせたもの

障害児入所支援

障害の状況や家庭環境等により
在宅生活が難しい場合

地域の通所支援の充実



黒部学園・砺波学園に求められる役割が
創設当時から変化

富山県の障害児通所サービスの充実

H17

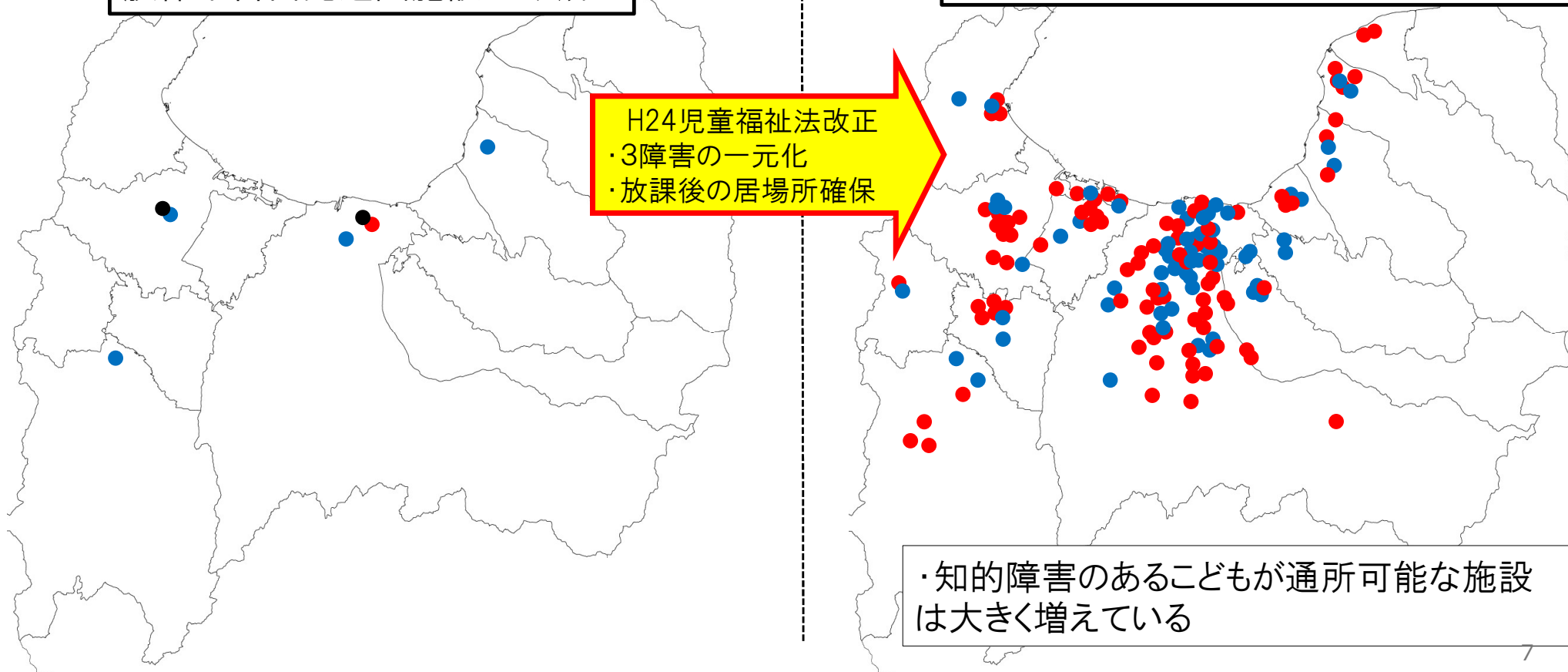
知的障害児通園施設 4ヶ所
難聴幼児通園施設 1ヶ所
肢体不自由児通園施設 2ヶ所

R8

児童発達支援事業所(未就学児) 94ヶ所
放課後等デイサービス事業所(学齢児) 174ヶ所
※1つの事業所で両方行っている場合、それぞれでカウント

H24児童福祉法改正
・3障害の一元化
・放課後の居場所確保

・知的障害のあるこどもが通所可能な施設
は大きく増えている

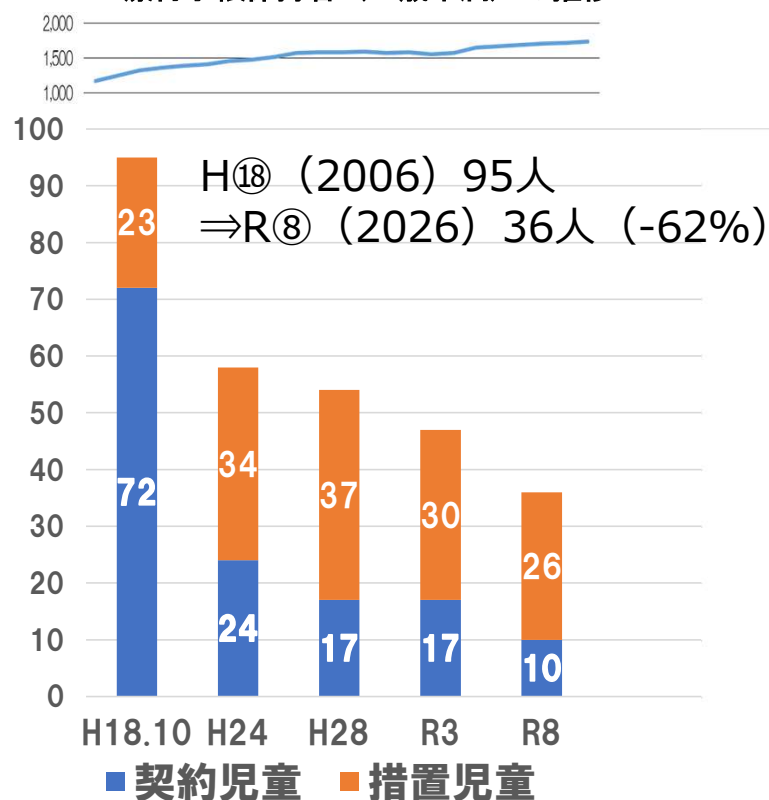


入所対象児童の推移（今後の人口の見込み）

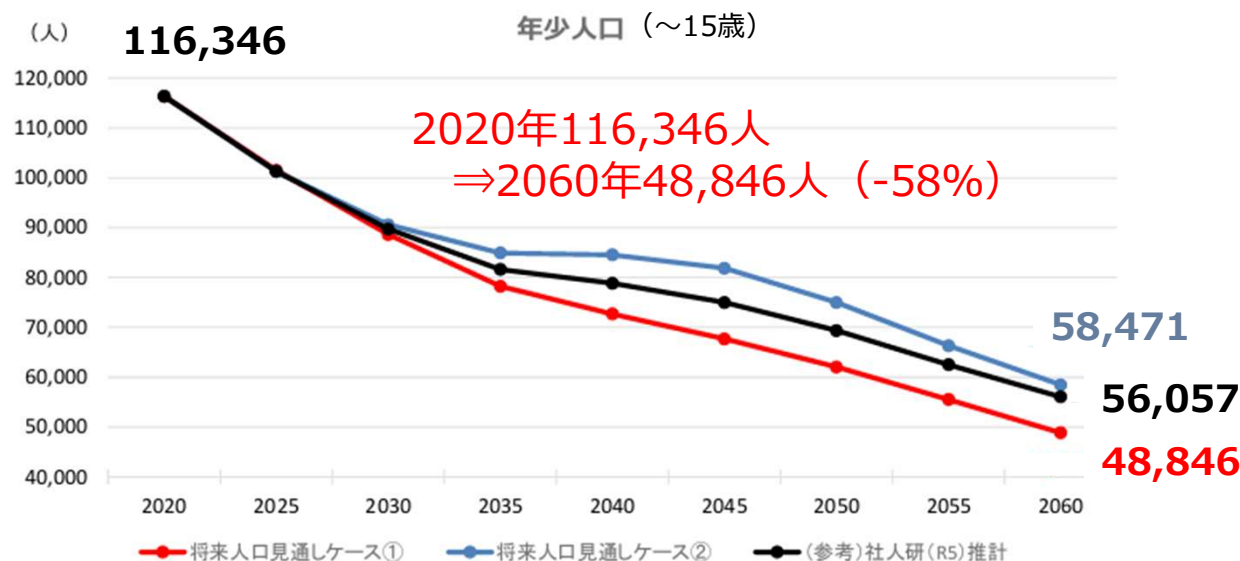
入所児童数は年々減少しており、今後も減少が見込まれる。
 契約児童数と措置児童数の割合は、近年概ね 3 : 7 で推移。全国も同様。

国全体 (R7.4.1)
 福祉型 233施設 入所児童 5,265人
 契約 30% 措置 70%

(人) 療育手帳保持者 (18歳未満) の推移



(参考) 富山県人口未来構想 (令和7年2月) より抜粋



将来人口見通しケース① (直近の出生率・移動率の水準継続)
 将来人口見通しケース② (若者の社会増減改善)
 (参考社人研R5) 推測 (国立社会保障・人口問題研究所の推測)

現在の施設の状況

■施設の現状

- ・施設が古く、プライバシーの確保ができない（砺波学園）
- ・修繕箇所が多く、費用がかさんでいる
- ・施設の構造上、小規模で家庭的な養育環境への十分な対応が困難（小規模グループケア加算が算定できない）

※

※小規模グループケア加算：

原則4～8人の生活単位で、居間・食堂、台所、浴室、トイレ等を備えた家庭的な生活環境を整えた場合に取得できる加算

■直接支援職員の状況

児童 4人 に対し
職員 1人 (4 : 1)

実際には



入所児童 20人弱／福祉職 30人以上 (0.6 : 1)

※全国の公立障害児入所施設でも、4割以上が職員比率1以下であり、手厚い支援体制がとられている。（R6「全国知的障害児者施設・事業実態調査報告書」）

- ・専門性・高度の支援技術が必要
- ・被虐待児、愛着障害等、複雑・多様な支援ニーズのある児に対し、児童相談所と連携して療育が必要
- ・24時間365日の生活支援を交代勤務体制を整備する必要

■運営上の課題

- ・重度障害児や社会的養護を必要とする児童など、支援ニーズの高い児童を多く受け入れている
- ・各種加算はあるものの、安全確保や個別対応、心理的ケア等に必要の手厚い人員配置や専門的支援に要するコストを十分に賄うことが難しく、採算性の確保が課題

福祉型障害児入所施設の4つの機能と持続可能な支援体制

福祉型障害児入所施設の4つの機能 (国の示す方向性)

発達支援機能

自立支援機能

社会的養護機能

地域支援機能



持続可能な支援体制

1

必要な支援を継続できる人員体制

入所児童が減少する中でも、必要な支援を安定して提供できる体制

2

専門的な支援体制

強度行動障害などの重度障害児や、心理的ケア等を必要とする虐待児等に対応できる体制

3

効果的・効率的な運営体制

採算確保が難しい中でも、限られた人員・資源を有効に活用できる体制

4

地域・家庭を支える連携体制

児童相談所等の関係機関と連携し、家族や地域生活への移行を支える体制